

## 第II期の論点・進め方(案)

---

2020年11月25日  
事 務 局

- 第I期の検討においては、以下の内容等について確認した。
  - ・ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべき
  - ・ブロードバンドの内容(品質)としては、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするものを確保することが望ましい
  - ・提供確保のための支援策については、ブロードバンド網の「維持」が困難となる地域における「維持」を対象とすることを基本とすることが適当
- 今後、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整える手段の検討に当たり、あらためて、
  - ①どのようなブロードバンドがユニバーサルサービスの基本的3要件を満たすか
  - ②どのようなブロードバンドが提供に要する費用について支援をすることによる競争補完の必要性があるか
 について検討を行い、今後の議論の前提とすることとしてはどうか。

## 1. ユニバーサルサービスの基本的3要件と競争補完の必要性の考え方

### (1)3要件

- 電気通信事業法では、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」として「基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)」を規定し、適切、公平かつ安定的な提供に努めることを規定している(電気通信事業法第7条)。
- このため、
  - ①「**不可欠性**」(国民生活に不可欠であること)、
  - ②「**低廉性**」(誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、
  - ③「**利用可能性**」(全国どこでも利用可能であること)
 が基礎的電気通信役務の基本的3要件と位置付けられてきた。
 

※ このうち、②「低廉性」及び③「利用可能性」は、「不可欠性」を満たす役務について確保されるべきものと考えられるべきではないか。

### (2)競争補完の必要性

- 上記に加えて、事業者間の競争だけでは基礎的電気通信役務が提供されない地域においても役務提供の確保を可能とするために、**提供に要する費用の一部について交付金による補填**を行うことにより、**競争を補完**する制度として導入された。
- このため、ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、**競争補完の観点から**、上記3要件だけではなく、競争実態を踏まえた上で、**提供に要する費用について支援(交付金による補填)が必要となるか**についても考慮されてきた。
 

※ 費用の算定のために、サービス提供に用いられる回線設備について特定する必要があることから、例えば、現時点で基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付けられている固定電話については、制度上、アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備のみを用いて提供される音声通信役務等として規定されている。

## 2. 今般の検討における考え方

- ユニバーサルサービス制度の全体像を踏まえた検討を行うため、ブロードバンド(データ通信)のみならず、音声通信も含めて3要件と競争補完の必要性についての検討を以下で行う。

### (1)3要件について

- 国民生活や社会経済活動においてそれが利用できない場合に著しく支障が生じる役務は何かを検討する観点から、**3要件の中でまずは「不可欠性」を中心にして検討**を行った上で、「低廉性」及び「利用可能性」は、「不可欠性」を満たす役務について確保されるべきものと考えらるべきではないか。

#### ①ブロードバンド(データ通信)

- 第I期で議論したような、「新たな日常」やSociety5.0時代に必要となるサービスの利用を確保するためのブロードバンドサービスとして、**有線ブロードバンド**は通信の安定性が高く、**携帯ブロードバンド**(※)はモビリティを有するという特質があり、異なるサービスとしていずれも不可欠性を満たすと考えられるのではないか。

※ 現時点では、提供エリアの範囲を踏まえると、携帯ブロードバンドのうちLTEが不可欠性を満たすと考えられるのではないか。一方、携帯ブロードバンド(5G)については、その重要性は高まっていくと考えられるものの、2020年3月に商用サービスが開始されたところであり、現時点では、それが利用できない場合においても国民生活や社会経済活動に著しく支障が生じるとまでは言えず、国民生活にとって不可欠性を満たすとは言えないのではないか。

#### ②音声通信

- **携帯電話**については、世帯保有割合が96.1%(R1通信利用動向調査)となるなど、幅広い世代・地域において公私にわたり生活に密着した通信ツールとして普及しており、不可欠性を満たすと考えられるのではないか。
- 現在、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の対象となっている**加入電話、緊急通報、第一種公衆電話**については、①加入電話が基幹的な通信手段として位置付けられ、屋内等電波の届きにくい場所の通信を担っていること、②公衆電話が災害時の優先通信機能等により重要な社会的機能を果たしていること等を踏まえ、引き続き、不可欠性を満たすと考えることができるのではないか。

## (2)競争補完の必要性について

- 一方、競争補完の必要性について考慮する場合、①ブロードバンド(データ通信)②音声通信の各サービスについては以下のとおり。
- 有線ブロードバンドのうちFTTHについては、整備は進んでいるものの(世帯整備率98.8%(平成31年3月末)、特に公設で提供している自治体などにおいて役務提供が赤字になっていることも多く、**維持が困難**となる可能性があることや、**維持の負担が大きいためにニーズがあっても整備が困難**な地域があることを踏まえれば、その提供を確保するためには、**提供確保の維持に要する費用について支援を行う必要がある**と考えられるのではないかと。

※ 条件不利地域における具体的なサービス提供実態や支援の必要性をより具体的に把握するため、自治体(離島等)のヒアリングを実施してはどうか。

### 【参考】

・自治体(公設民営・公設公営)における通信基盤(FTTH等)維持管理・更新費の収支額(推計)

#### 約44億円の赤字

※総務省調査委託事業によるアンケート調査に回答のあった204自治体から524自治体分の収支を推計。一団体当たり平均約800万円の赤字。

※条件不利地域における自治体に限る。

※公設の光ファイバケーブル及び関連設備については、効率的な管理運営を進めるため、その円滑な民間移行に向けた指針策定などの取組が進められている。

- 一方、**携帯ブロードバンド・携帯電話**については、一部不採算エリアにおける整備費補助はあるものの、平成31年4月の周波数割当てにおいて2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されているなど、基本的には**競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであり、今後の周波数割当てにおいても既存周波数の活用計画も含めて審査される予定である**ことを踏まえれば、その**提供確保の維持に要する費用について支援を行う必要はない**と考えられるのではないかと。

※ なお、携帯ブロードバンドのうち5Gについては、今後エリア整備が進み国民生活にとって不可欠と位置付けられるようになった場合でも、現時点では、事業者間の競争によりすべての世帯におけるエリアカバーが実現されるかは不明である。

- **加入電話、緊急通報、第一種公衆電話**については、いずれも収支が赤字となっていることから、その提供を確保するためには、**引き続き提供に要する費用について支援を行う必要がある**のではないかと。

以下の論点については、次回以降に詳細を議論。

① ユニバーサルサービスの提供主体

- ・ 提供主体を指定する場合、その地域の単位はどうか。
- ・ 提供主体にどのような義務を課すのか。
- ・ ブロードバンド未提供エリアの対応をどうか。

② 交付金による支援対象

- ・ 交付金による支援対象主体をどのように決めるか。
- ・ 支援額の算定方法をどうか。
- ・ ブロードバンド網の中で、どの設備に生じる費用について支援対象とするか

③ 交付金負担対象者

- ・ 交付金の負担対象主体をどのように決めるか。
- ・ どのように負担を按分するか。

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
						パブリックコメント		
●	●	●	●	●	●	●	●	
第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回		
	自治体(離島)等からヒアリング 各論点について議論			取りまとめ骨子	取りまとめ案	取りまとめ		

## 第Ⅱ期における検討

第6回(11/25)

○第Ⅱ期の進め方等について

第7回(12月)

第8回(1月)

第9回(2月)

- 自治体(離島等)からヒアリング
- ユニバーサルサービス提供主体について
- 支援スキーム(交付金スキーム)について
- 交付金の規模感について

第10回(3月)

○取りまとめ骨子(案)議論

第11回(4月)

○取りまとめ(案)議論

第12回(6月)

○取りまとめ